

中部電協発令 2-22号  
令和2年10月30日

組合員 各位

中部電気工事業協同組合  
理事長 大城 政明

## 「臨時工事費の支払方法」変更について コンビニでの支払（スマートピットサービス）へ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、沖縄電力㈱から令和2年12月1日より「臨時工事費の支払方法」が変わる案内を受けました。

従来、臨時工事費等の支払方法は、電気工事店が沖縄電力㈱窓口か中部電協窓口にて支払いされていますが、令和2年12月1日より沖縄電力㈱から郵送される「電気供給のお知らせ」のハガキ（スマートピット番号13桁記載）をもとに最寄りのコンビニで工事費等支払いを行う「スマートピットサービス」へ変更となります。

それに伴い臨時灯書類の流れも変わります。

1. 沖縄電力㈱で書類保管  
↓
2. コンビニで、ハガキ記載のお申し込み確認番号で支払い  
↓
3. 沖縄電力㈱入金確認後、中部電協へ書類返却  
↓
4. 工事業者は中部電協で竣工

※注意 ①沖縄電力㈱で入金確認ができなければ臨時灯書類は返却されませんので、容量OKのハガキが届いたら竣工2日前までに工事費を納めて下さい。

②「電気供給のお知らせ」のハガキを大切に保管して下さい。

### ※お支払い方法

①コンビニ対象店舗：ファミリーマート・ローソン

金額が30万円以下の工事費が対象です。

※コンビニでの臨時工事費支払いにおける端末操作の注意点として、電気工事店の13桁のスマートピット番号とお申し込み確認番号を照合し支払いを行わないと他現場（同じ申請名義が複数ある場合）と間違える可能性があるため注意して下さい。

②金融機関でのお支払い（要設計のみ）

金額が30万円を超える場合は、金融機関での支払いになります。